

②通所介護

要介護1～5(利用時間によって料金が異なります)

(単位:円)

通所介護費(1回につき)				
	6時間以上7時間未満	5時間以上6時間未満	4時間以上5時間未満	3時間未満
要介護1	540	522	360	252
要介護2	638	617	412	288
要介護3	736	712	466	326
要介護4	835	808	518	363
要介護5	934	903	572	400

* 加算…計画に基づき加算されます

(単位:円)

入浴介助加算	入浴介助を行った場合。	40 円 (1回につき)
科学的介護推進体制加算	利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。	40 円 (1月につき)
個別機能訓練加算(Ⅰ口)	専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等がサービスの提供時間を通し、2名以上配置されている場合。	85 円 (1回につき)
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画書の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合、(Ⅰ口)に上乗せ。	20 円 (1月につき)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れ、ニーズに応じたサービスを行った場合。	60 円 (1回につき)
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合。	18 円 (1回につき)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの総単位数に5.9%を乗じた額。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの総単位数に1.1%を乗じた額。	

* 減算

通所介護送迎減算	同一建物内からの通所を行った場合 (ケアハウス入居者)	94 円 (1回につき)
通所介護送迎減算	送迎を行わなかった場合。	47 円 (片道につき)

※尚、上記利用料は1単位10円として換算した場合の1割負担の方の料金です。

2割負担の方は上記料金の2倍、3割負担の方は3倍となります。

※又、東広島市は7級地となります。

東広島市在住の利用者様が「通所型独自サービス」を利用される場合は、地域区分単価に合わせ、1単位10.14円で換算します。